

御所市北部認定こども園整備基本計画策定業務委託

仕様書

令和7年5月

御 所 市

## 第1章 総則

### 第1条 (適用)

本仕様書は、「御所市北部認定こども園整備基本計画策定業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。本市（以下「委託者」という）は、本業務実施にあたり、諸法令・諸法規を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

### 第2条 (要旨)

本市においては、急速な人口減少・少子化の社会情勢に鑑み、また、本市が運営する教育・保育施設の建物の老朽化や集団生活を通じた子どもの育ちに対する憂慮など、教育・保育環境を現行のまま維持し続けることに対する困難が予想されていることから、本市が有する教育・保育施設を2施設（市北部及び市南部）に統合・再編を図ることとしている。このことから、本計画では市北部における「御所市北部認定こども園整備基本計画」を策定することとし、整備計画場所を御所市立御所幼稚園（御所市1番地の9）とする。

### 第3条 (準拠する法令・基準及び参考図書等)

準拠する法令及び基準等は以下のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
- (3) 御所市第6次総合計画
- (4) 御所市保育行政基本構想(平成30年9月)
- (5) 御所市認定こども園整備基本計画(令和4年3月)
- (6) 第3期御所市子ども・子育て支援事業計画(令和7年3月)
- (7) 御所市公共施設等総合管理計画
- (8) その他関係する法令等

### 第4条 (対象施設)

御所幼稚園、秋津幼稚園、石光保育所、幸町保育所、小林保育所（休所中）とする。

### 第5条 (履行期間)

履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

### 第6条 (着手届等)

業務に先立ち、下記の関係書類を提出し、承認を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者通知書及び経歴書
- (3) 照査技術者通知書及び経歴書
- (4) 業務工程表

## 第7条 (管理技術者・照査技術者の選任)

受託者は、業務全般にわたり技術的管理及び秩序正しい業務を遂行するために、以下の資格等を有した技術者を管理技術者及び照査技術者として配置しなければならない。

技術者	有資格・業務実績等
管理技術者	・ 技術士（総合技術監理部門：都市計画及び地方計画）の資格を資格を有するものを配置すること。 ・ 過去5年以内（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）に本業務と同種業務 <sup>*</sup> の履行実績を5件以内有すること。
担当技術者	・ 1級建築士の資格を有するものを1名以上配置すること。 ・ また、特定教育・保育関連の調査・研究、計画業務の実績を有するものを配置することが望ましい。
照査技術者	・ 技術士（総合技術監理部門または建設部門の都市及び地方計画）の資格を有するものを配置すること。

### ※同種実績

- ① 保育所・幼稚園または認定こども園及び小・中学校再編・再配置計画策定業務の実績
- ② 保育所・幼稚園または認定こども園及び学校施設整備候補地選定、基本構想策定業務の実績  
\* 改修計画や長寿命化計画は含めない
- ③ 特定教育・保育関連の調査・研究、計画等の業務実績

## 第8条 (秘密の保持及び情報保護対策)

受託者は委託者より貸与を受ける情報保護及び品質管理の観点から、委託者と契約を締結する事業所及び管理技術者が在籍する作業所が次のいずれかの資格を取得していなければならない。

- ① 情報セキュリティマネジメントシステム (IS027001)
- ② プライバシーマーク (JISQ15001)

## 第9条 (貸与資料)

委託者は本業務に必要と認められる物品及び資料は貸与するが、受託者は責任を持ってこれを保管し、亡失は無論のこと、汚損や破損の無いようその取り扱いには充分注意すること。

## 第2章 業務内容

### 第10条 (計画準備・資料収集)

業務実施計画書を作成し委託者へ提出すること。また、必要な資料について貸与を受け資料の収集整理を行うこと。

### 第11条 (計画の概要)

計画策定の趣旨や目的を簡潔にまとめること。

## 第12条 （上位計画及び関連計画の整理）

教育・保育に関連する上位関連計画を把握し整理とりまとめを行うこと。

## 第13条 （職員、市民等意向調査の実施）

対象施設の職員を対象にワークショップを2回以上開催し企画、運営、意見集約・整理とりまとめを行い計画に反映すること。また、市内未就園保護者（約150名）及び対象施設在園児の保護者（約250人）に対してアンケート調査を実施すること。調査票の設計、郵送による配布、集計・分析、調査結果のとりまとめを行うこと。

## 第14条 （対象施設の現状と課題の整理）

対象施設に含まれる就園前児童の推移や将来推計を行うこと。また、対象施設の概要、利用状況、定員充足率、職員数、通所状況について把握し整理を行うこと。

これら現状把握の結果を踏まえ課題を整理すること。

## 第15条 （整備候補地の検証）

御所市が示した北部認定こども園の整備候補地（御所幼児園敷地）について、公平公正な立場から検証を行うこと。なお、候補地選定にあたり比較検討した地点は次のとおりである。

- ① 御所幼児園敷地（御所市1番地の9 5,000 m<sup>2</sup> 宅地 建物あり）
- ② 大正小学校跡地（御所市櫛羅2198番地の1 18,161 m<sup>2</sup>の一部 宅地 建物あり）
- ③ 大正中学校跡地（御所市三室206番地の1 17,280 m<sup>2</sup>の一部 宅地 建物あり）
- ④ 新規購入候補地（御所市櫛羅162番地の1外6筆 6,203 m<sup>2</sup> 農地）

## 第16条 （整備方針の検討）

対象施設統合後における定員数、保育士・保育教諭数の設定を行うとともに、施設整備の方針を検討し明らかにすること。

## 第17条 （整備基本計画の検討）

### ①基本計画プランの検討

類似施設の事例整理、機能・諸室規模、職員配置規模の検討を行うとともに、敷地条件等法規制の整理、施設機能構成（ゾーニング）、施設配置プラン及び進入動線、各階平面モデルプランの検討を行うこと。

### ②構造・設備に関する検討

施設に必要な構造や設備について、認定こども園として安全性、機能性、経済性等の点から構造・設備について検討すること。

### ③外構に関する検討

施設配置プランを踏まえ園庭、駐車場、駐輪場、植樹帯等外構について検討すること。

## 第18条 （管理運営計画の検討）

運営方法、提供するサービス、施設運営の基本的方向、通園方法等について検討すること。

第19条 (概算事業費の検討)

事業化に向け概算事業費の算出を行うこと。費目として調査、設計、建設、解体等に係る項目を設定し算出すること。

第20条 (整備事業スケジュールと課題の整理)

基本計画策定後～開園に至るまでの整備スケジュールについて検討すること。

第21条 (基本計画書の作成)

これまでの検討結果を踏まえ「(仮称) 御所市北部認定こども園整備基本計画」と「概要版 (A3判両面1枚)」を作成して提出すること。

第22条 (庁内検討会議の運営支援 (計4回程度))

基本方針を策定するために行われる庁内検討会議の開催にあたり事前協議を行い、会議資料の作成、出席、必要に応じて資料の説明を行うこと。また、会議での議論内容を記録し議事要旨を作成すること。

第23条 (成果品のとりまとめ)

これまでの業務内容について成果品としてとりまとめること。

第24条 (打合せ協議)

本業務を適正かつ円滑に実施する為、委託者と常に緊密な連絡をとり打合せ協議を実施する。その内容について都度記録し記録簿を委託者へ提出し確認をとること。

### 第3章 成果品・その他

第25条 (成果品)

本業務における成果品は、以下の通りとする。なお、本業務により得られた成果品（電子データを含む）は、委託者に帰属するものとする。

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 1. (仮称) 御所市北部認定こども園整備基本計画 (製本印刷) | 50 部  |
| 2. 概要版 (A3判両面1枚程度・フルカラー)         | 100 部 |
| 3. 打合せ記録簿                        | 1 式   |
| 4. 上記電子データ                       | 1 式   |
| 5. その他委託者が指示した資料                 | 1 式   |

第26条 (疑義)

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議の上、業務を遂行するものとする。委託者において、必要と認めるときには、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について委託契約書や仕様書に明記されていない場合は、双方の協議に

より定めるものとする。なお、変更等による必要な工期は別に定めるものとする。

#### 第27条 （完了検査）

受託者は、全作業工程を完了したときは、委託者の定める業務完了報告書を提出して検査を受けるものとし、この検査に合格した時をもって本業務を完了したものとする。

#### 第28条 （成果納入場所）

成果品の納入場所は、御所市子育て推進課とするが、委託者の指示がある場合、当該指示に従って納入するものとする。

#### 第29条 （成果品の処理）

業務完了後において成果に誤り等が発見された場合は、受託者の責任において処理するものとする。

#### 第30条 （秘密の保持）

受託者は、本業務遂行のため知り得た情報について、第三者へ漏えいしてはならない。

#### 第31条 （個人情報の保護）

受託者は、本業務遂行のために個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

以上